

新出宗像才鶴宛豊臣秀吉文書と宗像才鶴

桑田和明

はじめに

熊本県多良木町で新出の宗像才鶴宛十月十日付豊臣秀吉判物と、三月二十八日付豊臣秀吉朱印状が紹介された。これまで才鶴に関する史料は二点が確認できるだけであった。

才鶴は筑前国の有力な領主であり、天正十五年（一五八七）の豊臣秀吉による九州国分で秀吉の直臣とされ、小早川隆景の与力とされていた。前年の三月四日に宗像氏貞が没した後、宗像氏家臣は毛利勢とともに島津方と戦っていた。国分後、氏貞の妻には少なくとも筑前国で二百町が与えられていたことから、才鶴は氏貞の妻と考えられる^①。しかし、才鶴については宗像氏側に全く史料がなかった。本稿では、まず新出の才鶴宛秀吉文書の写真と解説文を掲げ、内容を考察する。次に文書を伝えた肥後宗像氏と宗像氏との関係を考察する。最後に新出の才鶴宛秀吉文書を含め、氏貞妻についてまとめることにする。

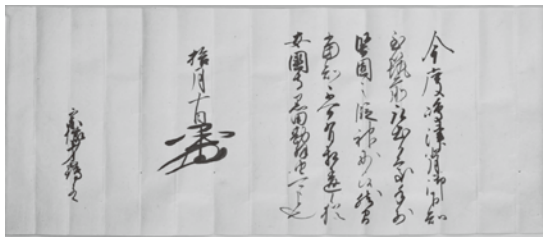
一 十月十日付宗像才鶴宛豊臣秀吉判物

秀吉は天正十三年（一五八五）に大友氏と島津氏に停戦命令を出したが、島津氏は命令に従わず筑前国に出兵している。秀吉は才鶴

が島津勢を堅固に防いでいることを神妙と賞賛し、当知行の安堵を約束している。詳しくは安国寺恵瓊と黒田孝高が伝えるとある。内容から天正十四年に出されたことがわかる。

豊臣秀吉判物

多良木町教育委員会所蔵



（封紙）

「宗像才鶴とのへ」

今度島津背御下知、

至筑前取出候処、手前

堅固之段神妙候、然間

当知不可有相違候、猶

安国寺・黒田勘解由可申候也、

拾月十日（秀吉花押）

宗像才鶴とのへ

同日付の秀吉発給文書が次のように三通確認できるが、いずれも写である。①麻生家氏宛判物『筑前麻生文書』『豊臣秀吉文書集』

三、一九八一^②、②時枝武蔵守宛朱印状（「児玉韞採集文書」一九八五）、③広津治部少輔宛判物（「黒田御用記」一九八六）。才鶴宛秀吉判物は切紙・斐紙で、およその縦横は二一・四×五三・二一cmになる。

才鶴宛秀吉判物の検討に入る前に、発給の背景を確認する。同じ日付で秀吉は小早川隆景・安国寺恵瓊・黒田孝高宛の判物を出しており、判物には「輝元・元春・隆景被越関戸付而、長野色を立出入質由神妙候、并山田・広津・中八屋・時枝・宮成出入質、城々へ入人数由可然候、於此上何も帰参之者共二島津行之様被相尋、以其分別可然候」とある（『黒田家文書』一九八二）。毛利輝元・吉川元春・小早川隆景の毛利勢が関戸（山口県下関市）を越えて、豊前国に上陸したのは十月三日になる（『黒田家文書』一九九一他）。

判物には、毛利勢の渡海により豊前国の長野鎮辰が秀吉方につくことを明らかにし、人質を出したこと、山田氏以下も人質を出し城に毛利勢を入れたとある。秀吉は帰参した者に島津氏の戦略・戦術を尋ね、その分別を行うようにと命じている。分別とは島津氏との関係を明らかにすることであろうか。この判物に対応したのが同日付の①から③になる。本文のみを次に掲げる。①③には「天正十四」と書かれているが、後筆になる。

①今度島津背御下知、至于筑前取出之处、手前堅固之儀神妙候、然間本知之儀、右馬頭内儀次第可宛行候、弥忠儀肝要候、委細安国寺・黒田勘ケ由可申候也、

②今度島津背下知、至筑前国依取詰候、輝元・両川差出、追々人数遣候処、御請申段神妙候、然間当知不可有相違候、弥於抽忠儀者、右馬頭申次第可加恩賞候、猶安国寺・黒田勘解由可申候

也、

③今度島津背下知、至于筑前依取出候、輝元・両川差出、追々人数遣候処、御請申段神妙候、然間当知不可令相違候、弥於抽忠儀者、右馬頭申次第可加恩賞候、猶安国寺・黒田勘解由可申候也、

三通とも秀吉の停戦命令に島津氏が従わず筑前国に出兵したと、これに対し①は宗像才鶴宛と同様、麻生家氏が堅固に防いだことを神妙と賞賛している。本知は毛利輝元の内儀（内意）次第で宛行うとある。これに対し②③は、「御請申段神妙候」とあるように渡海した毛利勢への対応を神妙として当知を保障し、更に忠儀を抽んだ時には輝元の取次によって加恩するとある。豊前国の時枝氏と広津氏は毛利勢の渡海に応じて態度を明らかにし、秀吉に従った者になる。

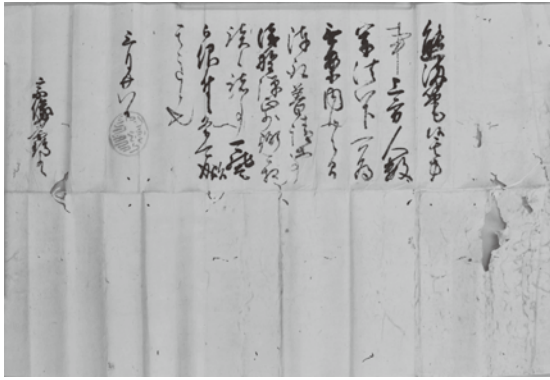
①の家氏は毛利勢の渡海以前から毛利氏に従っており、渡海については事前に知らされていたのであろう。本知は輝元の内儀次第とされている。麻生氏一族は分立しており豊前国にも影響力をもっていたが、家氏は遠賀郡（御牧郡）を中心に勢力をもっていた。家氏は氏貞没後の宗像氏と同じように毛利氏に従っており、毛利勢の渡海によって「帰参」したわけではない。

才鶴宛秀吉判物には②③と同様に「当知」とあって、家氏宛のように「本知」とは書かれていない。この相違については明らかではない。更に家氏の場合は輝元の内儀次第とあるが、この部分は書かれていない。宗像氏は輝元以下の渡海前から、門司城などの毛利勢とともに島津氏と戦っていた。この軍功が秀吉に伝えられていたの

で、才鶴宛秀吉判物に家氏宛と同様、手前堅固と書かれていたの
であろう。しかし家氏宛とは異なり、輝元の内儀次第の文言がなく、
当知が安堵されている。才鶴が直接、秀吉と連絡を取っていた可能
性は低い、興味深い検討課題である。

二 三月二十八日付宗像才鶴宛豊臣秀吉朱印状

秀吉朱印状は才鶴が上方（秀吉方）の人数・軍法については無案
内なので、陣取・普請などは浅野長吉（長政）に相談し、諸事を馳
走するよう命じている。長吉は三月一日に大坂を出陣した秀吉の脇
備に「千二百 浅野弾正少弼」とあるように、九州に出陣している
（大阪城天守閣二〇七二）。



豊臣秀吉朱印状

多良木町教育委員会所蔵

態満筆候、其方

事、上方人数

軍法以下可為

無案内候之間、

陣取普請等事、

浅野弾正少弼可相

談候、諸事可馳走旨

被仰付候条、可成

其意候也、

三月廿八日（朱印）

宗像才鶴とのへ

関連する天正十五年（一五八七）に出された三月二十六日付秀吉
朱印状が次のように四通確認できる。

①立花宗茂宛（「立花文書」二一三一）、②筑紫広門宛（「筑紫文書」
二一三二）、③原田信種宛（「原田文書」二一三三）、④龍造寺政家宛
（「龍造寺文書」二一三四）。

①の本文には「態染筆候、先書如被仰候、昨日廿五至関戸御着陣
候、然者先へ御人数被遣候上衆儀、其方可為無案内候間、陣取普請
以下、浅野弾正少弼可相談候、諸事馳走旨被仰付候条、可成其意候
也」とある。②から④の秀吉朱印状はほぼ同文であるが、④の肥前
国龍造寺政家宛は浅野弾正少弼ではなく戸田民部少輔（勝隆）とな
っている。これは勝隆が肥前国の取次であったからである。①から
④はいずれも正文である。原本と照合ができた①は折紙・楮紙で、
縦横は三二・二×五二・〇cm。才鶴宛秀吉朱印状は折紙・楮紙で、
およその縦横は三二×四八cmになる。

①の秀吉朱印状は秀吉が三月二十五日に関戸に着陣したこと、先
に渡海した上衆（秀吉勢）については立花宗茂（統虎）がよくわか
らないことがあるから、陣取・普請以下については浅野長吉
に相談し、軍役を勤めるように命じている。長吉は筑前国の領主と
秀吉との間の取次であった。

才鶴宛秀吉朱印状は、小倉に渡海していた三月二十八日付で二日
遅れた日付になる。上方人数とは秀吉勢であるが、小倉に着陣した
文言はなく、軍法の文言が加えられているように①④とは異なる。
朱印状の文頭に「態染筆候」とあるのに対し、才鶴宛は「態満筆候」
とある。①は原本で「態染筆候」と確認できる。『豊臣秀吉文書集』

三では、秀吉が天正十四年から十五年に出した文書は「態染筆候」と解読されている。天正十五年の十月十四日付立花宗茂宛秀吉朱印状は「急度染筆候」と書かれている（『立花文書』一三五六）。同日付の黒田孝高宛と筑紫広門宛の秀吉朱印状は写真から「急度満筆候」と読むことができる（『黒田家文書』一三五二、「筑紫文書」一三五七）。「満筆」は才鶴宛のみに用いられたわけではない。

才鶴宛朱印状で秀吉は、渡海した上方勢の軍法・陣取・普請などを才鶴はよくわからないだろうから、浅野長吉と諸事を相談するようにと命じているのは、①④と共通点がある。小倉着陣の文言がないこと、日付が二日遅れて書かれていることなど検討課題であるが、三月二十八日の秀吉朱印状は天正十五年に出されたとすることができる。

浅野長吉について「宗像記追考」には、宗像氏家臣の占部貞保・吉田守道が下関で小早川隆景から、長吉を頼るよう助言された^③とある。二人は長吉の取次で秀吉に対面したとある。

三 肥後宗像氏と宗像氏

細川藩の家臣には宗像氏がみられる。このうち「先祖附」宗像加兵衛家は初代宗像清兵衛が慶長年中の細川三斎（忠興）御代に豊前で三百石を拝領したが、寛永十三年（一六三六）に切腹を仰せ付けられたとある。^④加兵衛家は清兵衛嫡子嘉兵衛を二代目とするが、筑前国の宗像氏に関する記述はない。嘉兵衛は妙解院様（細川忠利）御逝去の時に殉死したとある。「先祖附」宗像三右衛門家は先祖宗像清兵衛には、加（嘉）兵衛、吉大夫、庄右衛門、長五郎の四人の

子がおおり、同家は吉大夫を初代とし、吉大夫は兄と共に殉死したとある。「先祖附」の付箋には宗像清兵衛が毛利家の長臣市川少輔七郎の子で、宗像の養子として大宮司家を相続したが、騒乱によって家族も絶え、宗像で身を立てることができないので、小早川隆景に任せ、景の一字を賜り景延と称したとある。その後、養嗣子の小早川秀秋（秀俊）が備前国に国替えとなったが、秀秋の死後に断絶したので景延は西国に帰り、慶長年中に豊前国で松井佐渡守の取り持ちにより、三百石で細川忠興に仕えたなどと書かれており、「右宗像家系譜ヨリ抜書」とある。

次に『綿考輯録』巻五十二には宗像加兵衛景定（一二景貞とある）と吉大夫が寛永十八年五月二日に切腹とある。^⑤加兵衛について「宗像大宮司嫡流正三位中納言宗像氏貞之子孫也」宗像之系図・秀吉公之感状・御朱印等同姓内蔵助家二伝来 内蔵助ハ少右衛門が子孫なり、親清兵衛景延慶長年中忠興君於豊前被召出、御知行三百石被下置候」とある。同巻六十五には宗像少右衛門景宣（一二庄右衛門景直とある）が慶安二年（一六四九）に細川光尚（真源院）に殉死し、遺領は弟長五郎に宛行われたとある。長五郎の子孫内蔵助について、「先祖より伝来之宗像系図・太閤より被下たる御朱印・感状等いつれも内蔵助所持仕候」とあるが、内蔵助の病死により家系は断絶したとある。その後の肥後宗像氏一族の系図、才鶴宛秀吉文書の伝来については、これ以上本稿ではふれない。

肥後宗像氏に関する史料では、毛利氏長臣市川少輔七郎の子宗像清兵衛が氏貞の養子となり大宮司家を相続したので、細川藩では氏貞の子孫とされていた。清兵衛の三男少右衛門から四男長五郎の子孫に才鶴宛秀吉文書が伝わっていたことになるが、才鶴に関する記

述はない。清兵衛が養子となった経緯は具体性にかける。

次に宗像氏側の史料をみることにする。「宗像記」には氏貞の二女が「毛利」輝元の御内に、市川与七郎と云者、迎へ奉る」とある。「宗像記追考」には二女が「中国ノ市川与七郎二嫁シ玉ヒテオハシマス」とあって、市川が長女と草苅太郎左衛門（重継）との間をとりもったとある。その後、長女が亡くなった後に三女が後妻となったとある。次に「宗像系図」と「訂正宗像大宮司系譜」がある。「宗像系図」には大阪宗像氏所蔵本と宗像大社所蔵本（宗像氏旧蔵）があり、氏貞以降が異なる。前者は宗像氏男（黒川隆像）の息子国丸（宗像氏隆）に続く系譜、後者は氏貞の娘婿で、氏貞の跡職を秀吉から賜り家督を相続したとある草苅重継の系譜になる。

宗像大社所蔵本は三女を市川与七郎室とし、「氏貞之後室来長州之後、暫住備前国、于時具末女、備前住人嫁市川氏、依之市川与七郎改宗像清兵衛、子孫在肥後熊本、撰州大坂、氏貞後室後又帰長州三隅卒、同所了性院建石塔」とある（大阪宗像氏所蔵本にはなし）。

肥後宗像氏の祖とする宗像清兵衛の父市川少輔七郎が毛利氏の長臣であったことと、「宗像記」「宗像記追考」では氏貞娘の嫁ぎ先市川与七郎が毛利氏家臣（中国在）とあることは共通点がある。しかし、氏貞妻が備前国に暫く住んだとは、「宗像記」「宗像記追考」に書かれていない。市川氏を小早川秀俊家臣と書かず備前住人であることにも疑問が生じる。肥後宗像氏側に、氏貞娘が清兵衛に嫁いだという史料はない。

肥後宗像氏側と宗像氏側の両方に見える毛利氏家臣の市川氏には、輝元代の市川経好がいる。経好の長男が市川少輔七郎元教とされる。

元教は天正六年（一五七八）三月に毛利氏に謀反を企てたが経好に殺害されたとされ、二男の元好が経好のあとを継いでいる。元教の子については確実な史料では確認できない。宗像清兵衛の父市川少輔七郎とは、元教のことであつたかもしれない。しかし謀反を企てた元教を毛利氏の長臣或いは家臣とすることはできない。更に謀反を企てた元教の子である清兵衛を輝元の叔父小早川隆景が召し抱え、諱を与えたとすることも疑問が生じる。この他に該当する毛利氏家臣市川氏は確認できない。

「訂正宗像大宮司系譜」に戻ると、氏貞の子は、三人の娘の他に男（塩寿丸・早世）、元堯（七内・後本名改益田河内守）、重継（次郎・太郎左衛門尉・号草苅对馬守後二改福岡）とあるが、塩寿丸は益田景祥のことで早世はしていないと考えられる。元堯も景祥の誤りである。このように、「訂正宗像大宮司系譜」の記述には誤りが含まれていることがある。

肥後宗像氏側と宗像氏側の史料には共通する点があるが、確実な史料から宗像清兵衛が氏貞の養子となって大宮司家を継いだと確認することはできない。才鶴との関係も明らかではない。

四 宗像才鶴と氏貞妻

氏貞没後の宗像氏と氏貞妻についてまとめめることにする。氏貞の妻は、大友宗麟（義鎮）の重臣臼杵鑑速の娘で、永禄十二年（一五六九）に大友氏が氏貞と和睦を結んだ後、宗麟が娘を養女にして、元龜元年（一五七〇）に氏貞に嫁がせたとされる。前述のように氏貞と鑑速娘との間には三人の娘がいただけである。他に才鶴に該当

するような宗像氏一族の活動は知られない。

天正十四年（一五八六）三月四日に氏貞が没した後の宗像氏について、秀吉は同年四月十日付毛利輝元宛朱印状で「門司・麻生・宗像・山鹿城々へ人数・兵糧可差籠事」とあるように、宗像氏の持城に兵員・兵糧を送るように命じている（「毛利文書」一八七四）。毛利勢の渡海前から、毛利氏と連絡をとった宗像氏家臣の豊前国での軍事活動も知られる。

同年の十月十日付で才鶴と麻生家氏は秀吉から判物を出されている。十月十六日付小早川隆景・安国寺惠瓊・黒田孝高宛秀吉判物には、「四日小倉表被執出候処、麻生・宗像両所者共、同日秋月半城へ依取詰、劔岳・浅川・古賀三ヶ所明退候処、右兩人追付、討捕頸注文通、具被聞召候」とある（『黒田家文書』一九九四）。毛利勢が小倉表（小倉城・高橋元種）を攻めた時、麻生・宗像両勢は秋月種実方の半城を取り詰め、遠賀郡の劔岳以下の三箇所から撤退する秋月勢を討し、打ち捕った頸注文が秀吉に届けられている。半城とは秋月氏端城の意味であろう。同日付の麻生家氏宛秀吉判物写には、「誠粉骨無比類手柄神妙思召候」と家氏の手柄が賞賛されている（『筑前麻生文書』一九九三）。才鶴にも同様の秀吉判物が出されたことは確実になる。麻生・宗像両氏は毛利氏と連絡をとり、共同で行動している。頸注文を秀吉に披露したのは隆景以下であろう。

天正十五年の四月十七日付賀須屋真雄他宛秀吉朱印状には、兵糧五百石を宗像氏が人足を出し、小倉から「ちりく」（千栗・佐賀県三養基郡みやき町）へ届け、片桐且元と賀須屋真雄に渡すよう命じたとある（『譜牒余録』二二五九）。原田氏（信種）と宗像氏には朱

印状で運送を命じているので、受取状を出すよう命じている。この朱印状も才鶴宛であったとすることができるといえる。

宗像氏は島津氏を攻める薩摩浦への秀吉方船手警固のなかに、肥前国松浦隆信・龍造寺政家・有馬晴信・草野鎮永、筑前国の麻生家氏などとともに見えている^①。秀吉朱印状は確認できないが、才鶴は秀吉から直接に出陣を命じられたのであろう。

四月二十三日付龍造寺政家・原田信種・立花宗茂・宗像才鶴宛石田三成など連署書状写では、博多再興のため町衆の諸役を免除する詔が出されたことが知られている（「原文書」『福岡市史』資料編中世②）。龍造寺政家は肥前国の戦国大名龍造寺隆信の子で、政家以下は筑前国に勢力をもっていた。才鶴も同様に扱われている。このことは六月廿五日付小早川隆景宛秀吉朱印状で、隆景が筑前国中の宗像・立花・秋月・原田領を与えられていることから明らかに^②。

同年の六月二十八日付小早川隆景宛朱印状で、秀吉は隆景に対し原田信種に四百町、宗像才鶴に三百町、麻生家氏に二百町を筑後国で引き渡し、与力として召し置くように命じている（「毛利文書」二二五七）。同日付の麻生家氏宛秀吉朱印状写からは、家氏が秀吉から筑後国で二百町を与えられ、隆景の与力とされたことがわかる（『筑前麻生文書』二二五六）。宗像才鶴と原田信種にも同様の秀吉朱印状が出されたはずである。

秀吉の九州平定後、「宗像記」には氏貞妻が秀吉から大穂村など五ヶ村を与えられ、大穂村に住んだとある。「宗像記追考」には筑前国夜須郡（朝倉市）で二百町、上筑後の高野郡（竹野郡力）森山村な

ど四ヶ所二百町、合計四百町を与えられたとある。筑後国で所領が与えられたことは小早川隆景宛秀吉朱印状と共通する。これとは別に宗像氏の家臣が、増福院（宗像市山田）に御本尊の六地藏と筑前国夜須郡の内二百町から寺領を寄進した文書などが残されていることから、筑前国で所領を与えられていたことがわかる（「増福院文書」他『宗像市史』史料編第三巻近世）。寄進したのは氏貞妻になるが、才鶴名義の文書は出されていない。

このように才鶴に関する史料と宗像氏に關係する史料からは、才鶴は氏貞の妻とすることができる。秀吉が全国を統一していくなかで、女性に所領を与え、直接の家臣とした唯一の例といえることができる。

ところで、残された史料からは九州出兵前後の宗像氏が直接、秀吉と連絡をとっていた可能性は低いと考えられる。「宗像記」「宗像記追考」には、宗像氏の家臣が秀吉に対面し、氏貞の妻に所領が与えられた礼をのべたなどとあるが、秀吉と氏貞の妻が対面した記述はない。氏貞没後の緊迫した政治情勢の中で、氏貞の妻が宗像氏を代表することになったのではなからうか。

小早川隆景の与力とされた後、才鶴は史料に見えない。確認できるのは天正十四年から十五年の二年間だけである。「宗像記」は隆景が養嗣子の秀俊（秀秋）に筑前国を譲った後、大穂村に住んでいた氏貞妻は所領を召し放され、新に筑後国で三百町を宛行われたとある。その後、関ヶ原の合戦後に三百町の地を離れ、一女（市川氏妻）のもとに身をよせたとある。「宗像記追考」には文禄四年（一五九五）、秀俊が太閤よりの御下知として氏貞妻の四百町を召し放ち、丹後国

で二百町を宛行ようにしたが氏貞妻は二百町を上表したとある。秀俊の領国継承により氏貞妻の所領が窮状に陥ったことが共通している。

文禄四年十二月朔日付の草苺重継宛小早川秀俊知行方目録には、筑後国で合計二千石の知行地が書かれており、秀吉朱印が押されていた¹³。文書の添え書きには、重継が輝元と隆景から宛行われた所領の他に、宗像氏の跡職を賜り兼領したと書かれている。跡職とは氏貞妻の所領と宗像氏の家督になる。これには重継と氏貞長女との婚儀がともなっていた。氏貞妻の失領とは、重継の宗像氏跡職継承を反映していると考えられる。

九州国分の直後、肥後国では旧領主層による国衆一揆がおこっている。小早川隆景は肥後国に出陣し鎮圧にあたっている。天正十五年末に一揆は鎮圧されるが、隆景は多忙を極め天正十八年の小田原攻めにも出陣している（七月六日小田原城開城¹⁴）。天正二十年（文禄元）四月には釜山に上陸し明・朝鮮軍と戦っている。

このような軍役を氏貞妻が負担することは難しかったであろう。この結果、宗像氏の跡職は娘婿の草苺氏が継ぐことになったと考えられる。

氏貞の妻の墓は草苺重継の孫就氏が開基となり創建された了性院（長門市）の草苺一族の墓域のなかにある。没年は不明だが了性院の過去帳には「専光院殿妙照禪定尼尊儀」九月十九日没、墓と位牌は了性院にあるなどと書かれている¹⁵。

おわりに

天正十四年の宗像才鶴宛秀吉判物からは、才鶴が秀吉から宗像氏の当主と認められ、当知行の安堵を約束されていたことがわかる。

次に天正十五年の才鶴宛秀吉朱印状からは、才鶴が陣取・普請などは浅野長吉（長政）に相談し、諸事を馳走するよう命じられており、島津氏攻めに動員されていることがわかる。

氏貞没後の宗像氏の当主が才鶴であったことと、秀吉が直接、才鶴に文書を出していたことが明らかになる。この他にも秀吉側から才鶴宛文書が出されていたことも間違いない。秀吉が全国を統一していくなかで、女性に所領を与え、直接の家臣とした唯一の例ということができる。

二通の文書は宗像氏の養子となつたとされる宗像清兵衛の子孫に伝わっていた。清兵衛の出自、氏貞の養子となつて宗像氏を継いだことは、確実な史料で確認できない。才鶴と肥後宗像氏との関係を含め、新たな事実が明らかになることが期待される。

註

- (1) 拙著『戦国時代の筑前国宗像氏』第三編第一章、第四編第一章（初出二〇一二年、二〇一〇年）、花乱社、二〇一六年。
- (2) 以下、名古屋博物館編『豊臣秀吉文書集』三、天正十四年（天正十六年）からの引用は出典と通し番号のみ記載する（吉川弘文館、二〇一七年）。
- (3) 『宗像記追考』は元和三年（一六一七）に氏貞の旧臣沙弥宗仙（占部貞保）が著している。慶長八年（一六〇三）に沙門祐伝が著した『宗像記』とともに『宗像郡誌』中編に収録。本文で引用したのは、第十八

秀吉公西国御下向之事からの引用になる。「宗像記追考」については、河窪奈津子『宗像記追考』が語る宗像戦国史の虚実（『福岡県地域史研究』二四号、二〇〇七年）参照。

(4) 「先祖附」は熊本県立図書館所蔵複製本による。

(5) 卷五十二は『綿考輯録』第四卷、出水神社、一九八九年。卷六十五は同第七卷、一九九一年に収録。

(6) 「訂正宗像大宮司系譜」は「宗像系図」を明治四十二年（一九〇九）に近藤清石が訂正したもの。『宗像郡誌』中編に所収。『宗像神社史』は「宗像系図」について元文二年（一七三七）に草薙氏の家督を継いだ良継の時代に作成されたと思われる（下巻第九章第二節第三項註四、宗像神社復興期成会、一九六六年）。

(7) 「草薙太郎左衛門家譜録」には、重維の妻を朝倉右衛門大夫弘房女、「後妻 宗像中納言氏貞女」、「後妻 氏貞二女」とある（『近世防長諸家系図綜覧』防長新聞社、一九六六年）。

(8) 「萩藩閥閥録」卷一四〇市川三右衛門（『萩藩閥閥録』第四卷、山口県文書館）。『毛利元就卿伝』第二編第四章第二節第一（一九八二年、マツノ書店）。

(9) 註（3）河窪論文、拙著第三編第一章。

(10) 山口隼正『宗像大社文書』第二卷六五二頁（一九九九年、宗像大社復興期成会）。

(11) 四月八日付中村一氏他宛木下吉隆書状写（『古文書類纂』参謀本部編『日本戦史 九州役』他）。島津攻めで秀吉が宗像氏に朱印状を発給していたことは「豊臣秀吉の九州出兵と宗像氏宛発給文書」（『宗像市史研究』創刊号、二〇一八年）参照。

(12) 「毛利文書」一九〇四。天正十四年力とするが、天正十五年と考える（拙著第四編第二章、初出二〇一〇年）。五月八日に島津義久が秀吉に

降伏している。

(13) 「秋藩閥閥録」巻三十四、草苅太郎左衛門 (『秋藩閥閥録』第一巻)。

同日付で麻生家氏も秀俊から筑後国で合計四千六百石の知行方目録を
発給されている(『中世史料集 筑前麻生文書』北九州市立歴史博物館、
二〇〇一年)。目録は写だが重継宛と同様に秀吉朱印が押されていた。

(14) 中野等「小早川隆景の居所と行動」『織豊期主要人物居所集』思文閣
出版、二〇一七年第二版。国衆一揆後、天正十六年八月十二日には長
野鎮辰・原田信種・草野鎮永が肥後国に移され、入れ替えに肥後国の
城久基・伯耆顕孝が筑前国に移され、隆景の与力とされている(『小早
川文書』二五九一他)。

(15) 増田琢雄『昌樹山了性院寺誌』二〇〇一年、昌樹山了性院。

補註

*写真は多良木町教育委員会提供のデジタルデータを使用した。

*多良木町教育委員会所蔵宗像家文書は豊臣秀吉文書のみ公開されてお
り、目録を含め全体は公開されていない。

*『立花文書』の法量は『柳川市史』史料編V近世文書(前編)による。

(くわたかかずあき 中世部会)

【追記】

本稿を執筆するにあたり、多良木町の記者発表資料(熊本県多良木町
PRESS RELEASE 二〇一九年九月十八日)と同資料、花岡興史「熊本県
多良木町で発見された宗像家文書について」を参照した。また、肥後宗
像家に関する花岡氏の論文及び多良木町から報告書が刊行されたので、
次に紹介する。

令和三年十一月二十四日 筆者

・花岡興史「新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家」『沖ノ島研究』第六号
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会、二〇二〇年
三月

・多良木町教育委員会『肥後宗像家文書 調査報告書』多良木町文化財
報告書第二集、二〇二一年三月